

大阪経済大学

新型コロナウイルス感染拡大予防のための
ガイドライン

2020 年 8 月 3 日 [初版]

大阪経済大学 危機管理対策本部

本ガイドラインの趣旨	3
1. 学生および教職員が行うべき基本的感染防止策について	3
(1) 日常生活での基本的感染防止策	3
(2) 体調不良時の対応	4
(3) 新型コロナウイルス接触確認アプリ等の活用	4
2. 本学の感染対応について（一部重複掲載）	4
(1) 症状または感染懸念のある学生および教職員の対応について	5
(2) 学生および教職員が感染者となった際の対応について	5
(3) 学生および教職員が濃厚接触者となった際の対応について	6
(4) 消毒キャンパス内の清掃、消毒について	6
3. 対面授業について（一部重複掲載）	7
(1) 対面授業への学生の参加について	7
(2) 対面授業に際しての大学の対応について	7
(3) 学外での教育活動（インターンシップ、フィールドワーク等）について	8
4. その他大学の活動、業務について	8
(1) 課外活動について	8
(2) 研究活動について	8
(3) 入試業務について	9
(4) 海外渡航について	9
(5) イベント開催について	9
5. その他大学施設の利用について	10
(1) 図書館の利用について	10
(2) オープン端末室の利用について	10
(3) 保健室の利用について	10
(4) 食堂施設の利用について	11
(5) グラウンド、体育館等の施設の利用について	11
(6) 寮の利用について	11
(7) その他の施設等の利用について	11

本ガイドラインの趣旨

本学において、今後、国や府のガイドライン・要請等に従いつつ、感染拡大のリスクを極力抑えながら、教育・研究活動を再開し、平常化を目指していく必要があります。本学では現状を『ウィズコロナ』の時代と捉え、本学において対面授業による教育活動等の再開にあたり、可能な限り感染拡大防止に努め、①学生が安心して学業に専念できる学修環境、②教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境、③大学周辺の地域住民にも安心していただける環境を整備することが重要となります。

そこで、本学では、文科省や自治体のマニュアルおよびガイドラインに準じ、以下のよう
にガイドラインを定めます。皆さまの更なる感染拡大防止対応が重要となりますので、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

1. 学生および教職員が行うべき基本的感染防止策について

(1) 日常生活での基本的感染防止策

- ① 毎朝検温する習慣を身につけること。
- ② 手洗い（30 秒程度かけて水と石鹸等で丁寧に洗う）やアルコール消毒、うがいを徹底すること。
- ③ 不必要な外出はできるだけ避けること。
- ④ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用すること。
- ⑤ 室内のこまめな換気を行うこと。エアコン使用中においても換気を積極的に行うこと。
- ⑥ 発症したときのため、自身の健康状態や誰とどこで会ったかを記録すること。
- ⑦ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控えること。
- ⑧ 当面の間、原則的に海外渡航は中止すること。
- ⑨ 免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」および「バランスの取れた食事」を心がけること。
- ⑩ 厚生労働省 HP などを見直し、新型コロナウイルス感染に対する適切な危機意識をもち、居住地域の感染状況に注意して、感染しない・感染させない行動を心がけること。
- ⑪ 通勤通学等で公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、対人距離の確保に心がけること。
- ⑫ 咳やくしゃみをする際は咳エチケットに心掛け、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻を隠し、飛沫を防ぐこと。
- ⑬ 普段から極力、顔面（特に眼・鼻・口）を触らないようにすること。
- ⑭ 帰宅後は、手洗い・洗顔・着替え・入浴やシャワーを行うこと。

- ⑮ 3 密（密集・密閉・密接）状況を避けること、またそのような場所に行かないこと。
- ⑯ 会話をする際は、可能な限り真正面を避けること。
- ⑰ 人と間隔は、できるだけ 2 m（最低 1 m）空けること。
- ⑱ 多人数（概ね 5 名以上）での会食はさけ、発熱やカゼの症状がある場合は参加しないこと。
- ⑲ これまでクラスターが発生しているような施設・場所への外出を控えること。

(2) 体調不良時の対応

- ① 新型コロナウイルス感染が懸念され医療機関を受診する場合は、事前に連絡し症状を伝え指示を仰ぐこと。
- ② 強いだるさ、息苦しさ、高熱がある場合、もしくは、発熱や咳など比較的軽い症状でも 4 日以上続く場合は、必ず「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」に連絡すること。

* 新型コロナ関連情報、受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）の一覧等は、厚生労働省 HP より確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(3) 新型コロナウイルス接触確認アプリ等の活用

- ① 厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVID-19 Contact Confirming Application）」の活用を推奨する。
- ② 大阪府の「コロナ追跡システム」など、各自治体でも、感染者が発生した場合に、感染者と接触した可能性のある方を追跡することができるシステムの活用を推奨する。

2. 本学の感染対応について (一部重複掲載)

学生または教職員の感染が判明した場合には、危機管理対策本部は、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条に基づく臨時休業の必要性について、実施の有無、規模および期間を判断する。その際、大阪市の衛生主管部局と相談が必要な場合は、十分に相談を行う。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、特別休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとする。ただし、各部署から感染者が発生した場合でも、各部署は事前に定めた事業継続計画に基づき、事業が継続できるよう努力する。

(1) 症状または感染懸念のある学生および教職員の対応について

① 以下 (a) (b) の場合は登校、出勤を自粛し、速やかに大学に相談・連絡すること。

(a) 自身に以下の症状がある場合

- ・ かぜ症状や発熱がある場合
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・ 原因不明の味覚障害や嗅覚障害が最近急に起こった場合

(b) 自身および同居の家族が感染者および濃厚接触者となり 14 日間経過してない場合。また、「感染拡大注意都道府県」以上のレベルの地域では、同居の家族にコロナ懸念の風邪症状などが見られる場合は登校、出勤を自粛すること。

② 再登校、再出勤について

(a) 登校時に上記(a)に該当する症状があった場合には、自宅待機し経過観察する。必要に応じ、医療受診する。各種薬剤の使用なく、上記の症状が改善、解熱後 24 時間以上経過した状態で、特にコロナ感染が懸念されない場合は再登校、出勤を認める。

(b) 再登校、再出勤日に再度、(a)の症状が確認された場合は、医療受診の上、主治医の判断のもと、再登校、再出勤日を慎重に検討する。

(2) 学生および教職員が感染者となった際の対応について

① 学生および教職員の感染が判明した場合には、本人（または保護者）から、感染が判明した旨を以下の連絡先へただちに連絡しなければならない。なお、休業日や夜間であれば、メールにて一報を入れておくこと。また、連絡を受けた所属長等は、速やかに感染者や濃厚接触者の情報を危機管理対策本部と共有すること。

本学在学生：学生部学生課 [mail : gakusei@osaka-ue.ac.jp]

専任教員：各所属学部長

非常勤講師：教務部 [mail : kyomu@osaka-ue.ac.jp]

事務職員、準職員、関係諸団体：各関連所属長

- ② 学生については、学校保健安全法（1958 年法律第 56 号）第 9 条に基づく出席停止措置を取る（欠席扱いとしない）。
- ③ 入院中は接触不可、保健所が行う感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定のための調査に協力する。退院後追跡調査を 2 ～ 3 回程度行う。
- ④ 保健所の調査から情報が得られない場合、可能であれば電話やメールで発症した学生に発症日の 2 日前から 14 日前までの行動調査を行い、できれば濃厚接触者の情

報を得る。

- ⑤ 行動履歴などについて公表する旨当該学生、教職員に通知しておく（氏名・学年など、個人情報等に関する事項は公表しない）。要請に応じ文部科学省へ報告する。

(3) 学生および教職員が濃厚接触者となった際の対応について

- ① 学生および教職員が、保健所から濃厚接触者と指定された場合には、本人（または保護者）から、判明した旨を以下の連絡先へただちに連絡しなければならない。なお、休業日や夜間であれば、メールにて一報を入れておくこと。また、連絡を受けた所属長等は、速やかに感染者や濃厚接触者の情報を危機管理対策本部と共有すること。

本学在学生：学生部学生課 [mail : gakusei@osaka-ue.ac.jp]

専任教員：各所属学部長

非常勤講師：教務部 [mail : kyomu@osaka-ue.ac.jp]

事務職員、準職員、関係諸団体：各関連所属長

- ② 保健所の調査により、濃厚接触者と特定された者は、感染者との最終接触日から14日間を経過観察期間として出席、出勤についての措置をとる。
- ③ 教職員である場合には、特別休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとする。ただし、各部署から感染者が発生した場合でも、各部署は事前に定めた事業継続計画に基づき、事業が継続できるよう努力する。
- ④ 学生である場合には、学校保健安全法（1958年法律第56号）第9条に基づく出席停止措置を取る（欠席扱いとしない）。

(4) 消毒キャンパス内の清掃、消毒について

- ① 平常時において、感染リスクの推定と評価を行い、大学内の感染リスクの高い物品やドアノブなど共有で人の手が多く触れる場所・頻度を調査し、必要な消毒液の購入を行う。
- ② 各建物出入口および必要な部署に手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）を効率的に設置する。
- ③ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。パソコンなどの場合は、使用後に、除菌ウェットティッシュで拭くなどの指導を行う。
- ④ 授業などで、手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応をするよう管理者に指導する。
- ⑤ 人と人が対面する場所は、透明板等（アクリル板・透明ビニールカーテンなど）で

きるだけ遮蔽する。

- ⑥ トイレは、感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。特に、不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行う。また、ハンドドライヤーは使用不可とする。
- ⑦ 感染者が判明し、学内施設の消毒が必要な場合は、保健所の指示に従い、速やかに消毒を行う。

3. 対面授業について （一部重複掲載）

(1) 対面授業への学生の参加について

対面授業を実施(再開)するために、消毒の徹底や3密を回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じるよう心掛けてください。

- ① 大学に入構する前に自宅等で検温し、健康状態をチェックする。
- ② 発熱等の風邪の症状や、コロナウイルスの症状などの懸念がある場合には、学生も教職員も入構できない。自宅で休養し外出を控え、症状を経時的に記録しておく。
- ③ 大学にいる間に、発熱等の風邪症状がみられた場合は、保健室に報告しすぐに帰宅する。
- ④ 大学到着時、教室移動時、授業後、休憩時間、食事前などは、手洗いや手指消毒をこまめに行う。
- ⑤ 咳やくしゃみをする際は咳エチケットに心掛け、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻を隠し、飛沫を防ぐ。
- ⑥ 大学にいる間にマスクが汚損、破損し、予備の持ち合わせがない場合は、守衛室（正門・B館）に申し出、受け取る。
- ⑦ 通学で公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、対人距離の確保に心がける。
- ⑧ 対面での食事や会話をしないようにする。

(2) 対面授業に際しての大学の対応について

- ① 学期が始まる少なくとも1カ月前までには、学長は危機管理対策本部にて検討を行い、各学期における“実施方針”を定め、周知を行う。
- ② 感染による療養もしくは、感染の疑いなどによる行動制限に伴い、十分に授業に取り組めない学生に対しては、その状況を具体的に把握した上で適当な期間で可能な限りの配慮を行う。
- ③ 教室への着席については、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に定める教室の座席配置の基準を参考に、可能な限り距離（概ね1m以上）を確保する。

- ④ 人と人が対面する場所は、透明板等（アクリル板・透明ビニールカーテンなど）でできるだけ遮蔽する。
- ⑤ 対面授業を行う教員は、原則マスクとフェイスシールドを活用し、飛沫飛散防止に努める。
- ⑥ 感染懸念や不安が高い学生には、教務部にて事情をよく聴取し、本人の意思を尊重し、無理な対応を行わないように担当教員に要請する。
- ⑦ 身体障がい等、要配慮学生に対しても、可能な限り配慮を行う。

(3) 学外での教育活動（インターンシップ、フィールドワーク等）について

インターンシップ、フィールドワーク、P B L 等における学外での教育活動を実施する場合、以下の点に留意する。

<留意事項>

- ① 活動先（活動の対象となる企業や自治体等）の指示に従い、活動先のガイドラインや感染防止策等を遵守する。
- ② 合宿形式の授業や宿泊を伴うフィールドワーク等は、原則として禁止する。ただし、教育目標の達成のために、宿泊を伴う活動が必要不可欠の場合は、状況に応じて、危機対策本部および学長が判断する。

4. その他大学の活動、業務について

(1) 課外活動について

- ① クラブ・サークルの活動については、大学が定めた以下の通知に基づき活動するものとする。
 - ✧ 新型コロナウイルス感染拡大防止に基づく行動指針（B C P）
 - ✧ 今後のクラブ・サークル活動の取り扱いについて
 - ✧ クラブ・サークル活動の再開に関するガイドライン

(2) 研究活動について

- ① 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。
- ② 3密を避けるための研究計画、施設利用スケジュールを構築する（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）。
- ③ 実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放する、人の手が触れる場所を少なくする、安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、フェイスシールドの着用、または透明板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。

(3) 入試業務について

各種入学試験の実施は、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定）」を参考に、感染拡大予防のための取り組みを講じたうえで、実施する。

(4) 海外渡航について

海外へ渡航や一時帰国を予定する場合、外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) を参考にして、自粛を前提に慎重に行動する。なお、危険情報または感染症危険情報において「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上が発令されている国や地域への渡航は以下の懸念により、取り止める。

- ① 今後、短期間で収束することは考えにくく、感染拡大が懸念されること。
- ② ワクチンがなく、渡航先国内での医療体制がひっ迫することが予想されることから、感染した場合の現地対応が困難になることが懸念されること。
- ③ もし、感染がさらに蔓延した場合は、出国制限の懸念があること。
- ④ 日本へ入国後に一定期間の隔離を余儀なくされる懸念があること。
- ⑤ 日本人・日本からの渡航者に対する入国制限、入国後の行動制限（隔離など）を行う国が多くあること。こうした制限措置を実施している国の一覧が、外務省海外安全ホームページで毎日更新されているので、参照すること。

やむを得ず渡航、帰国した場合で、外務省が示す水際対策に基づき、自宅待機（勤務）や健康観察を求められた場合は、当該待機場所および連絡先、健康状態等について以下の連絡先へ連絡する。なお、休業日や夜間であれば、メールにて一報を入れる。また、連絡を受けた所属長等は、速やかに感染者や濃厚接触者の情報を危機管理対策本部と共有すること。

本学在学生：学生部学生課 [mail: gakusei@osaka-ue.ac.jp]

専任教員：各所属学部長

事務職員、準職員、関係諸団体：各関連所属長

(5) イベント開催について

各種イベント（資格対策講座を含む）の開催は、今後の国・各行政機関等の段階的緩和の目安を参考に判断し、開催する。ただし、イベント開催は、特定・不特定多数の人が集まり、密な状況が発生しやすいことから、消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取り組みを最大限講じたうえで、開催するものとする。

- ① 規模要件（人数上限）は、今後の段階的緩和を参考とするが、当面の間は以下のとおりとする。

【屋内】100人以下、かつ、収容定員の半分程度以内の参加人数

【屋外】200人以下、かつ、人と人との距離（できるだけ2 m以上）を十分に確保する

- ② 参加者全員に、マスクの着用と入場（入室）時に手指の消毒の徹底を行うこと。また、消毒液等は主催団体（学会、連名等）で用意すること。
- ③ 一般市民等、学内関係者以外の不特定多数を対象とするイベントにあっては、参加者の検温や健康チェック等を個別に実施し、発熱・風邪等の体調不良の症状がある場合は、参加をさせない。
- ④ 出演者と、客席との十分な距離を確保する。
- ⑤ 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等を控える。
- ⑥ 屋内での実施においては、室内換気を徹底する。
- ⑦ 入退場時の人数制限や並ぶ間隔をあけるなど、誘導を徹底し、密集するリスクを回避する。
- ⑧ 受付等スタッフと参加者が直接に接する可能性があるスペースにおいては、立ち位置表示や透明板・フェイスシールドによる感染防止策を講じる。

5. その他大学施設の利用について

(1) 図書館の利用について

- ① 図書館の運営については、大学が定めた、新型コロナウイルス感染拡大防止に基づく行動指針（BCP）の通知に基づき活動するものとする。
- ② オンラインサービスの充実を図りつつ、図書資料の貸出郵送サービスを行う。
- ③ 状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能なサービスや利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図る。

(2) オープン端末室の利用について

- ① オープン端末室の運営については、大学が定めた、新型コロナウイルス感染拡大防止に基づく行動指針（BCP）の通知に基づき活動するものとする。
- ② 利用にあたっては、入退室時の手指消毒、マスク着用、ヘッドセットの持参等を求める。
- ③ 入室の際に消毒キットを渡し、PC利用後に利用者による消毒を行うよう求める。

(3) 保健室の利用について

- ① 保健室を利用する際は、入口に設けた待機場所で症状を申告し、問診を受ける。
- ② 検温が必要な場合は、待機場所で検温を行う。
- ③ 問診の後、処置、休養等について保健室の指示に従うものとする。
- ④ 体調不良者が一人で帰宅できない状況にある場合は、迎えの者が到着するまで指定された休養場所で待機するものとする。

- ⑤ コロナウイルスが疑われる症状の場合は、医療機関または保健所への連絡を指示することがある。

(4) 食堂施設の利用について

- ① 利用の混雑状況により、入場制限をかける場合がある。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）においては、消毒およびソーシャルディスタンスを確保する。
- ③ 食堂では、座席の間隔を十分に空ける。
- ④ 食堂では、大皿での取り分けによる食品提供を行わない。
- ⑤ 従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮断する。
- ⑥ 従業員はマスク等、感染防止に必要なものを着用する。
- ⑦ レジ等に並ぶ場合は床に印をつける等、間隔を空ける。
- ⑧ 精算時の金銭授受・レシートはコイントレーを介して行う。
- ⑨ 利用者には大声での会話を行わないよう周知する。
- ⑩ 施設内は定期的な換気および更なる換気促進のための空気の流れを作る。
- ⑪ 従業員や出入り業者においても発熱や風邪症状など体調不良がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

(5) グラウンド、体育館等の施設の利用について

- ① グラウンド、体育館等の施設の利用については、コロナ感染拡大状況を鑑み、危機管理対策本部が決定し周知する。

(6) 寮の利用について

- ① 瑞光センター（女子寮）、扇町センター（男子寮）の利用については、コロナ感染拡大状況を鑑み、危機管理対策本部が決定し周知する。

(7) その他の施設等の利用について

- ① 施設の態様や用途に応じて、コロナ感染拡大状況を鑑み、危機管理対策本部が決定し周知する。

以 上